平成２６年（フ）第７０６号
堺市堺区出島海岸通３丁５番２号　サンキャドマス湊201号、前住所大阪府松原市天美北３丁目７番12―302号
債務者　大谷　光夫
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第７８１号
大阪府高石市千代田２丁目２番１―105号
債務者　杉川　修二
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第７９０号
堺市西区浜寺石津町西１丁３番21―407号
債務者　吉山　晶子
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第８０３号
大阪府藤井寺市国府１丁目２番13―604号
債務者　湯川　嫩子
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２１９号
兵庫県宝塚市安倉南４丁目10番22号　サンライフ北畑Ａ棟201号、前住所兵庫県伊丹市西野３丁目46番地　クレ―ル101号
債務者　金岡　且之
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第２４９号
兵庫県川西市萩原台西１丁目311番地
債務者　竹垣　正樹
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第２８１号
奈良県生駒市仲之町６番15号　マンション春日苑41
債務者　喜多川　綾
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第２８２号
奈良市大安寺６丁目15番７―Ａ201号
債務者　堀川　　楓
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第２９０号
奈良県天理市九条町398番地
債務者　中嶋小夜子
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第３０２号
奈良市南京終町212番地の３　岡田マンション501号
債務者　木ノ下孝子
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第３１１号
奈良市大安寺２丁目11番２―303号
債務者　小林　由佳
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第１１５号
鳥取県鳥取市浜坂６丁目３番１―75号　県住75号
債務者　山根ユキノ
1　決定年月日時　平成26年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第８９号
岡山県勝田郡勝央町小矢田187番地１　ベルメゾン201、前住所岡山県勝田郡勝央町勝間田837番地　ラッフィナートＢ202号
債務者　古井　　亨
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　岡山地方裁判所津山支部

平成２６年（フ）第７５１号
広島市安佐南区長束１丁目４番12―７号
債務者　濵田　新次
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７５２号
広島市安佐南区長束１丁目４番12―７号
債務者　濵田　陽介
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８０２号
広島市西区東観音町20番12―202号
債務者　大久保千恵子
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５６号
広島県三原市久井町下津1489番地
債務者　番出　晃司（旧姓淺野）
1　決定年月日時　平成26年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　広島地方裁判所尾道支部